

## 茨城県社会保険労務士会と茨城労働局が 働き方改革にかかる共同宣言を行いました！

平成 31 年 3 月 26 日

茨城県社会保険労務士会と茨城労働局による

### 働き方改革にかかる共同宣言書署名式



署名する福元局長(左)と磯会長(右)

茨城労働局 福元局長 茨城県社会保険労務士会 磯会長

茨城労働局(局長 ふくもと としなり 福元 俊成)と、茨城県社会保険労務士会(会長 いそ みつる 磯 充 氏)は、より緊密に連携して茨城県内の労使双方の働き方改革を推進するため、働き方改革にかかる共同宣言を行いました。

当局では、企業のサポーターとして県内の中小企業・小規模事業者と密接に関わっている茨城県社会保険労務士会と連携・協力して、働き方改革に関するセミナーの開催や個別相談会などを実施するほか、各種助成金制度の活用や好事例の情報提供を行う等、本年 4 月から順次施行される働き方改革関連法の円滑な施行に向けてさまざまな取組を実施していきます。

### 「働き方改革」共同宣言(抜粋)

～茨城県社会保険労務士会と茨城労働局は「働き方改革」を推進します～

「働き方改革」とは、一人ひとりの意思や能力、そして置かれた個々の実情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択することができる社会にするための改革です。

「働き方改革」を進めることは、働く方一人ひとりが健康で、安心して生き生きと働くことができる職場環境を実現し、企業としても、人材の確保、定着率の向上、働き手の能力の発揮、労働生産性の向上などにつながり、ひいては地域全体の発展に結びつくものです。

私たちは、このような共通認識の下、時間外労働の削減・休暇の取得促進、非正規雇用の処遇改善による多様な働き方の普及、適正な労働条件の下での労働生産性の向上、女性・若者・高齢者等の活躍促進のための社内体制の整備など、これまでの働き方についての意識や働き方そのものを見直す「働き方改革」を推進し、特に中小企業・小規模事業者において職場環境や待遇の改善などにより労働生産性の向上や人材確保を図るため、「より魅力的で活力のある茨城」を創造していくことを目指します。